山形県匿名データの作成及び提供に係る事務処理要領

目 次

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 匿名データの作成・提供の実施に際しての基本原則
- 第4 広報及び事前相談等
- 第5 匿名データ提供の申出手続き
- 第6 申出に対する審査
- 第7 手数料の積算
- 第8 審査結果の通知等
- 第9 匿名データの提供依頼書の提出と手数料の納付
- 第10 匿名データの匿名化処理の方法
- 第11 匿名データの匿名化処理の実施手順
- 第12匿名データの提供
- 第13提供依頼申出書の記載事項等に変更が生じた場合
- 第14匿名データの提供後の利用制限
- 第15 匿名データの利用後の措置
- 第16申出者による研究成果等の公表
- 第17 匿名データの不適切利用への対応
- 第18 実績報告書の作成・提出
- 第19施行時期

第1目的

本要領は、山形県統計調査条例(平成 21 年 3 月県条例第 28 号。以下「条例」という。)第 12 条の規定に基づいて行う匿名データの作成及び提供に係る事務処理の明確化及び標準化を図ることにより、匿名データの作成及び提供を行う実施機関(以下「提供機関」という。)が、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

第2 用語の定義

本要領において使用する用語は、以下に定めるもののほか、統計法(平成19年法律第53号。 以下「法」という。)及び条例において使用する用語の例による。

1 匿名データ

本要領において「匿名データ」とは、法第2条第12項に規定する「一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別(他の情報との照合による識別を含む。)ができないように加工したもの」をいう。

2 調査票情報

本要領において「調査票情報」とは、法第2条第11項に規定するものを示す。なお、他の

行政機関から提供された行政記録情報については、原則として、匿名データとして提供する項目には含まないが、行政記録情報の提供元である行政機関が、匿名データによる提供をあらかじめ承諾している場合はその限りではない。

3 ドキュメント

本要領において「ドキュメント」とは、匿名データがどのような情報であるかを示す情報であり、例えばデータレイアウトフォーム、符号表、匿名データを作成する方法、匿名データの特性を表す情報とする。

4 実施機関

本要領において「実施機関」とは、条例第2条第1項に規定する実施機関(知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者及び病院事業管理者)をいう。

5 提供機関

本要領において「提供機関」とは、実施機関のうち、条例第 12 条の規定により匿名データの作成及び提供を行う実施機関をいう。

6 提供依頼申出者

本要領において「提供依頼申出者」とは、条例第 12 条、山形県統計調査条例施行規則(平成 21 年 3 月県規則第 17 号。以下「県規則」という。)第 12 条に基づき匿名データの提供を求める者をいう。

7 利用者

本要領において「利用者」とは、条例第 12 条に基づいて匿名データの提供を受け、実際に これを利用しようとしている者又は利用している者をいう。

第3 匿名データの作成・提供の実施に際しての基本原則

- 1 条例第12条の運用体制等
 - (1)窓口機関及び統計利用相談窓口

条例第12条に基づき各実施機関は、それぞれ自らの判断で匿名データの作成及び提供を行うことになるが、知事部局における提供依頼申出者の受付等の窓口業務については統計利用相談窓口(みらい企画創造部統計企画課(以下「統計企画課」という。)に設置する。)、知事部局以外の実施機関においては、それぞれの実施機関の主管課(主管課又は統計に関する主担当課として各実施機関が定めた課。以下「窓口機関」という。)において対応するものとする。

なお、統計企画課は、各実施機関の窓口機関と連携し、その業務遂行の支援を行う。

(2) 実施機関内の調整等

各実施機関における対応・意思の統一化を図るため、必要に応じて「山形県統計調査 連絡会議」(以下「県連絡会議」という。)(注1)を開催する。

(注1) 山形県統計調査連絡会議の設置、運営等に関しては、別途要綱を定める。

2 秘密保護及び適正管理の確保

(1) 提供機関における措置

匿名データの作成を行うために、提供機関が調査票情報を取り扱うに当たっては、統

計調査に対する調査対象者の信頼を確保する観点から、法第39条第1項第2号に基づく 調査票情報等の適正な管理に係る規定及び法第41条第2号に基づく守秘義務に係る規 定を踏まえて、所要の措置を講じる。

(2) 匿名データ作成事務及びその他業務の外部委託を行う場合の措置

提供機関が匿名データの作成を外部委託する場合及びデータ複製等匿名データの提供事務に関連する業務として調査票情報を取り扱う業務の一部を委託する場合は、法第39条第2項に基づく調査票情報等の適正な管理に係る規定及び法第41条第4号に基づく守秘義務に係る規定を踏まえて、委託先事業者に対し所要の措置を講じさせることとし、受託業者との契約に際しては、法令、「山形県調査票情報の管理に関する事務処理要領(平成21年3月作成)及び「統計調査の民間委託に係るガイドライン(平成21年4月1日各府省統計主管課長等会議申合せ)」を踏まえた契約条項を設け、受託業者が確実にこれを履行するよう措置する。

(3) 利用者に対して行う措置

匿名データの提供に当たっては、

- ・ 提供を受けた匿名データを統計の作成等にのみ用いること
- ・ 条例第14条第1項第2号に基づき匿名データの適正な管理を行うこと
- ・ 条例第 15 条第 2 項に基づき提出書類に記載し認められた目的以外に利用しないこと

等について利用者全員から誓約書を提出させるとともに、自己又は第三者の不正な利益を得る目的で提供又は盗用した場合、条例第20条第3号に規定する罰則及び提供機関による提供禁止等の措置が取られることをあらかじめ利用者に明示する。

3 効率的な事務処理の実施

匿名データの作成・提供に当たっては、専門的な知識、経験が必要であること等を踏まえ、 提供機関は、必要に応じて、匿名データに関連する技術の研修に努め、効率的に処理を行う よう努める。

第4 広報及び事前相談等

- 1 匿名データを作成する統計調査の範囲等
- (1) 匿名データを作成する県統計調査

提供機関は、調査票情報が電子データ化されていること、匿名化処理が可能であること などを勘案して匿名データの作成及び提供の対象とする県統計調査を決定するものとする。

(2) 提供対象とする県統計調査に係る協議

知事(統計企画課)は、必要に応じ、匿名データ提供の対象とする県統計調査の名称及 び範囲について提供機関と協議するものとする。

2 広報

知事(統計企画課)は、本制度の趣旨、提供を受けることができる者の範囲、提供を受けるための手続き(事前相談、申出手続き等)、受付相談窓口等について事前にホームページに掲載する等により制度の広報に努めるものとする。

3 事前相談への対応

提供機関は、申出を予定している者から、匿名データ提供に関する問い合わせ・相談等があった場合は、提供依頼申出書(第5の1に規定)提出後の要件不備による不承諾又は書類不備等による再提出の回避を目的として、以下の事項について事前に確認を行うものとする。

- (1) 本制度に関する次の事項について、当該内容について適切に理解をしているか否かの確認、理解が不十分である場合の当該内容の説明
 - 本制度の趣旨、法的根拠
 - ・ 守秘義務、適正管理義務、承諾された目的以外での利用・第三者提供の禁止、罰則等
 - ・ 契約の内容等を定めた利用条件(利用規約:提供機関等が提示する利用条件を示した規約)
 - 提供を受けるための手続き及び手続きに必要とされる各様式
 - ・ 手続きには委託申出者の本人確認が必要で、本人確認のための提示書類は窓口で複写されること
 - ・ 標準処理期間 (提供依頼申出書及び匿名データの提供に係る依頼書)
 - ・ 提供した匿名データの返却義務
 - ・ 法令に違反した場合の罰則の他、利用条件(利用規約)に反した場合はすべての提供機 関等による提供禁止措置が課されること
 - 利用を認めるセキュリティ環境に関する要件
 - ・ 個人、世帯及び事業所等の特定(推定)を試みないこと
 - ・ 条例第 12 条に基づいて提供されたその他の匿名データ及びその他の個体識別が可能となる可能性があるデータとのリンケージ(照合)を行わないこと
 - ・ 教育目的で利用する場合、提供した匿名データは、教育責任者(教員)が保管、管理し、 利用者たる学生には保管・管理させないこと
 - ・ 教育目的で利用する場合、教育責任者(教員)は利用者たる学生に対し、あらかじめ統計利用に係る倫理教育(制度、遵守事項、罰則等の教育)を行うこと
 - ・ 本制度による利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の対象外であること
 - ・ やむを得ない事情により、提供が遅れる場合があり得ること
 - ・ 匿名データの提供を受けた場合、研究成果又は教育内容を公表しなければならないこと
- (2) 提供依頼申出書、依頼書等の各様式の記載方法並びに匿名データの提供及び関連する手続きの説明
- (3) 利用目的(学術研究や教育の内容)、利用者・利用環境に関する各要件及び審査に必要な 記載事項や添付資料に関する説明
- (4) 承諾条件と利用者が遵守すべき事項の説明
- (5) 申出を予定している者が想定している申出内容の聴取及び必要に応じた承諾基準への適合性に関する見通及びそのことに関する助言
- (6) 基本料金(条例第 13条第2号のイ)、匿名データの1集合物当たりの金額(同口)、媒体経費(県規則第 13条第1項各号)、送付を希望する場合の送料(県規則第 13条第2項、切手による納付又は着払い送付に限る)に関する情報の説明

第5 匿名データ提供の申出手続き

- 1 申出書の作成単位等
- (1) 申出書の作成単位

提供依頼申出書(第5の4で様式を規定)は、県規則第11条の提供の判断要件として掲げられる提供の可否を判断する「直接の利用目的」ごとに作成するものとする。(当該提供機関が実施する複数の統計調査に係る匿名データについて併せて申出を行って差し支えない。)。(注2)

ただし、複数の匿名データに係る内容を提供依頼申出書の様式に記載しきれない、又は 匿名データのファイルごとに分割記載した方が審査を円滑に行えると提供機関が判断した 場合は、1件の申出記載内容を適宜複数の別添様式に分割して記載させることとする(注3)。

- (注2) 提供依頼申出書1件につき、その後の手続きに必要とされる依頼書、利用実績報告書、データ措 置報告書の作成もそれぞれ1件ずつ作成することになる。
- (注3) この場合は、様式を便宜上分割記載したものであり、提供依頼申出書1件と扱い、その後の手続に必要とされる関係書類の作成も同様であるが、原則としてその内容は提供依頼申出書で分割した単位に対応して分割記載する。
- (2) 教育目的による場合の提供依頼申出書の作成単位

教育目的により高等教育機関での講義・演習等(以下「講義等」という。)で利用する場合の提供依頼申出書の作成は、概ね以下のとおりとする。なお、教育目的で提供する場合、利用者たる学生等に対しては、原則として匿名データの媒体の直接提供は行わず、講義等ごとにまとめて指導教員に提供する。

① 同一の高等教育機関において、異なる教員により同時期に開講される同一内容の複数 の講義等に利用する場合、まとめて1件の提供依頼申出書として作成することを認める こととするが、学生、講義等によって利用環境が異なる場合は、それぞれ別の提供依頼 申出書として作成することを求めることとする。

また、提供媒体は、まとめて指導教員に提供を行う。

なお、情報管理及び責任の明確化の観点から、提供された匿名データファイルの複写 (インストール) は、原則として、1ファイルにつき、「1人の利用者」=「1台のコンピュータ」とする ((5)参照)。同一の匿名データを同時に複数のコンピュータにより複数の学生が利用する場合は、利用する人数=台数に応じたファイル数を提供依頼申出書に記入する。

その他、同一の高等教育機関において、同一の教員が異なる時期(前期、後期、集中)に開講される同一内容の複数講義等において利用する場合、まとめて1件の提供依頼申出書として作成することを認めることとする。なお、この場合であっても、申出時点において受講する学生の氏名がすべて明らかになっており、依頼書提出時においてすべての学生から誓約書を取り付けられるようになっていることが必要である。

- ② 同一教員が異なる高等教育機関における講義等に利用する場合は、高等教育機関ごとに分けて提供依頼申出書を作成するように求めることとする。
- (3) 匿名データの取り扱い単位

匿名データの提供ファイルの編成については、条例第 13 条に基づき、匿名データに係

る調査の基準となる期日又は期間(年次及び月次)及び調査票情報の種類に応じて提供機関が適宜判断し区分した匿名データファイル1ファイルごとに1件として取り扱う。

なお、提供するファイル数は、1件の匿名データファイルを複数の利用者に提供する場合には、当該利用者数を提供ファイル数として取り扱う(ここで、複数の利用者が1台のコンピュータを交互に利用する場合は、1ファイルとする((4)参照))。

(4) 提供する匿名データの複製1回の原則(複数回複製の禁止)

管理責任の明確化の観点から、提供を行った匿名データ1ファイルについて、当該ファイルを別の記憶装置に複写する行為は1回に限定し、当該記憶装置の保存・複製ファイルが消去されない限り、別の記憶装置への保存・複写は原則として認めない。

したがって、複数のコンピュータで別々に同じ匿名データを利用する場合は利用するコンピュータの台数分のファイルの入手を行うものとする。

これは、高等教育における講義等で利用する場合にも適用するものとする。

2 提供依頼申出者及び利用者の範囲

条例第 12 条に基づく県規則第 11 条に掲げられた要件をすべて満たし、匿名データの提供を受けるためには、提供依頼申出者及び利用者の範囲として、自ら責任を持って学術研究の発展に資すると認められる利用を行い得る者又は高等教育の発展に資すると認められる利用を行い得る者であることが必要である。

これらに該当する者の例示は以下のとおりである。

- ・ 大学等や学術研究を目的とする機関に所属する研究者又は当該機関
- ・ シンクタンク等で学術研究を行う者又は当該機関
- ・ 機関に所属していないが、学術研究を行っている研究者
- ・ 大学等の高等教育機関において講義等の教育を行う教員又は当該機関

また、大学における提供依頼申出者及び利用者については次の考え方を参考に判断する。

- ① 教員の指示により、提供された匿名データを用いて大学院生・学部学生が研究補助に携わる場合、又は、同一の匿名データファイルを用いて教員と大学院生・学部学生が共同研究を行う場合、提供依頼申出者は教員とし、利用者の範囲は教員及び大学院生・学部学生とする。
- ② 大学院生等が個人として、提供された匿名データを用いて研究を行う場合、当該大学院生等を提供依頼申出者及び利用者とする。
- ③ 教員が、提供された匿名データを用いて自ら講義等の資料を新たに作成して配布する場合、当該教員を提供依頼申出者及び利用者とする。
- ④ 教員が提供された匿名データをそのまま学生に利用させて講義や演習(卒業論文の作成等)を行う場合、提供依頼申出者は教員とし、利用者の範囲は教員及び講義や演習で利用する者全員とする。
- 3 代理人による申出書の提出

県規則第 12条は代理人による申出を認めている。

代理人は、提供依頼申出者から委任状など代理権を証明する書面を有している者であることが必要である。

4 提供依頼申出書の記載事項

提供依頼申出書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

5 提供依頼申出書等の受付・審査対応課室等

提供機関は、それぞれの機関内における提供依頼申出書等に係る受付の事務を一元的に実施する課室を窓口機関として指定し、匿名データを所管する課室(以下「調査所管課室」という。)と事前に定めた役割分担に基づいて審査・通知・提供等の事務を進める。

6 本人確認

(1) 提供依頼申出者が個人である場合

提供機関は、県規則第12条の規定に基づき準用する第7条第2項の規定に基づき、提供依頼申出者及び提供依頼申出者の代理人に対して、申出の日において有効なこれらの者の「運転免許証」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード」等の官公署が発行した本人確認書類の提示を求めることにより本人確認を実施する。

なお、申出の方法により、本人確認は以下のとおり実施する。

ア 窓口に提供依頼申出者が訪問して申出をする場合

氏名、生年月日及び住所が記載され、かつ、顔写真が付いた本人確認書類が提示された場合、申出書の内容と照合した上で、顔写真と提供依頼申出者を比較し、本人に間違いないことが確認されれば、当該書類の提示をもって本人確認とする。

氏名、生年月日、住所が記載されているが顔写真が付いていない本人確認書類しかない場合、あるいは顔写真が付いていても氏名、生年月日及び住所のすべてを確認できない本人確認書類しかない場合、2種類以上の本人確認書類の提示を求め、氏名、生年月日、住所のすべてが確認できるようにする。(当日、1種類しか書類を持ち合わせてない場合は、後日、別の種類の本人確認書類のコピーを送付してもらうなどの措置を行う。この場合、住民票の写しなども認める。また、当該本人確認書類のコピーの送付があった時点で申出を受け付けたこととする。)

なお、本人確認書類が提示された場合は、窓口機関において、当該書類の複写を行い、 提供依頼申出書の関係書類として取り扱う。

イ 郵送により申出をする場合

提供依頼申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる本人確認書類2種類以上(これらを組み合わせることにより、氏名、生年月日及び住所がすべて確認でき、かつ、住所を記載しているものが最低2種類となるようにする)のコピーの同封を必要とする。

なお、2種類の書類をそろえることができない場合、住民票の写しなども認めるものとする。

ウ 窓口に代理人が訪問して申出をする場合

代理人の本人確認は上記アに準じるものとする。

また、提供依頼申出者の本人確認は郵送により申出をする場合に準じるものとする。

(2) 提供依頼申出者が法人その他の団体である場合

法人その他の団体が申出を行う場合であって、代表者又は管理人の定めがある場合は、 法人の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたものの提示又 は提出を求める。 法人その他の団体が申出を行う場合であって、代表者又は管理人の定めがある場合は、 法人の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたものの提示又 は提出を求める。

- ア 窓口に代表者又は管理人が訪問して申出をする場合
 - 上記(1)アに準じて代表者又は管理人の本人確認書類の提示又は提出を求める。
- イ 郵送により申出をする場合
 - 上記(1)イに準じて代表者又は管理人の本人確認書類の提示又は提出を求める。
- ウ 窓口に代理人が訪問して申出をする場合
 - 上記(1) ウに準じて代理人、及び代表者又は管理人の本人確認書類の提示又は提出を求める。
- 7 提供依頼申出書の提出方法

提供依頼申出書等は、提供依頼申出者又は代理人が、提供機関の対応窓口へ直接又は送付により提出する。

第6 申出に対する審査

1 申出内容の審査主体

審査は提供機関(注4)が実施する。

(注4) 知事部局にあっては「統計利用相談窓口」(統計企画課)、知事部局以外にあっては「窓口機関」 が、調査所管課室と連携して対応する。

2 総則

匿名データは、県規則第 11 条により、学術研究の発展に資すると認める場合又は高等教育の発展に資する場合であって、

- (1) 統計の作成又は統計的研究にのみ利用されること
- (2) 学術研究又は高等教育の用に供することを直接の目的とするものであること
- (3) 学術研究の成果又は教育内容が公表され、社会に還元されること
- (4) 匿名データは個人・世帯及び事業所が特定されないように匿名化処理を行ったデータであるが、調査票情報を基に作成・提供される情報であることを踏まえ、適正に管理されること

の要件をすべて満たす場合に提供が可能となる。

このため、提供機関は、提供依頼申出書の記載内容及び添付書類を基に、①利用目的が県規則第11条に合致するか、②匿名データの管理方法、利用場所が適正であるか、③学術研究の成果や高等教育の内容が適切に公表され、社会に還元されるか等について審査を行う。

また、「第 17 匿名データの不適切利用への対応」に基づくペナルティを課されている者 については、匿名データの提供依頼の申出を認めない。

3 審査基準

審査は別記審査基準により行うものとする。

4 提供依頼申出書の修正・再提出

提供依頼申出書の記載内容又は添付資料に不備がある場合、提供機関は規則第 12 条により、 提供依頼申出者に対しその修正・再提出を求める。

第7 手数料の積算

手数料の積算は、提供依頼申出書等の審査の結果、提供可能と判断された場合に行う。 積算方法は条例第 13 条第 2 号及び県規則第 13 条に基づき、以下の 1 ~ 4 をすべて加えた額 とする。

1 基本料金 1,620 円

請求1件についての金額であり、原則として次のとおりの取扱いとする。

(1) 提供対象の調査について、複数年度(あるいは複数月)の匿名データの提供を求める場合は請求1件とする。

例:毎年実施される○○調査の匿名データ3ケ年分など

(2) 提供を求める匿名データの調査年度(あるいは調査月)が同じであっても、異なる調査の場合は、請求2件とする。

例:平成20年度の○○調査と△△調査の匿名データなど

- 2 匿名データの提供ファイル (集合物) 数 ×7,200 円
- (1)集合物の積算単位は、原則として、調査年度又は調査月ごとに1ファイル(集合物)とする。
- (2) 1件の匿名データファイルを複数人で利用する場合は、利用者数を提供ファイル数として取り扱う。
- 3 格納する媒体
- (1) FD1枚:70円×必要枚数
- (2) CD-R 1枚:80円×必要枚数
- (3) DVD-R 1枚:160円×必要枚数
- 4 送付を求める場合

申出者から、書留料金を切手で納入してもらう。

第8 審査結果の通知等

提供機関は、県規則第12条により準用する第8条第1項に基づき、提供依頼申出書の審査結果を、申出の受付から14日以内に申出者に対し文書により通知する。

1 申出を承諾する場合

提供機関は、別記様式第4号による承諾通知書を提供依頼申出者に送付する。

また、提供依頼申出者に対して別記様式第6号(匿名データの提供依頼書)及び第7号(匿名データの利用規約)、第8号(匿名データの利用に係る誓約書)を送付する。

2 申出を承諾しない場合

提供機関は、別記様式第5号による不承諾通知書にその理由を記載して提供依頼申出者に 通知する。

第9 匿名データの提供依頼書の提出と手数料の納付

1 依頼書の提出

申出が承諾された提供依頼申出者は、県規則第12条及び第13条に基づき依頼書(別記別

紙様式第6号)及び別紙様式第8号の利用条件(利用規約)を遵守する旨記載した誓約書を 提出する。

2 誓約書

別記様式第7号の利用条件(利用規約)に記載する内容を利用者全員が利用条件(利用規約)を遵守する旨記載し記名したものを誓約書とする。なお、遵守内容が書面上明確になるように利用条件(利用規約)及び誓約書は一体として提出させることとする。

3 手数料の納付

(1)納付

通知された手数料の額の県証紙を依頼書に貼付し、提供機関に提出することにより納付する。提供機関は、依頼書に貼付された額面が通知した手数料の額と一致していることを確認し、県証紙に検印(消印)を押す。

県証紙の消印は、額面等が確認できる範囲において、剥離、再利用ができないよう、鉛 筆以外の方法で依頼書と県証紙にまたがるよう確実に行う。

なお、県証紙が添付された依頼書は、提供機関の文書管理規程に基づく保存年限の間保 存する。

(2) 手数料の返却措置

依頼書の提出・手数料納付後、やむを得ない事情により匿名データの提供が行えなくなった場合に、提供機関等において当該事務に着手しておらず、かつ、提供機関及び提供依頼申出者の間で相互に承諾された場合は以下の方法により返却する。

- ① 県証紙の消印が押されていなければ、そのまま消印を押さずに、依頼書を返却する。
- ② 県証紙に消印を押した場合は、県財務規則に則り、償還手続をとる。

第10 匿名データの匿名化処理の方法

提供機関は、匿名処理の考え方(別紙1)を参考に、調査単位及び統計単位(個人、世帯及び事業所等)等が特定又は推定されないよう、各統計調査の特性に応じて、以下の匿名化処理の技法(別紙2参照)等を組み合わせて匿名化処理を行う。

- ・ 識別情報の削除
- ・ 匿名データの再ソート (配列順の並べ替え)
- ・ 識別情報のトップ (ボトム)・コーディング
- ・ 識別情報のグルーピング(リコーディング)
- ・ リサンプリング
- ・ スワッピング
- ・ 誤差の導入 等

第11 匿名データの匿名化処理の実施手順

- 1 匿名化処理の審査
- (1) チェックリストの作成

提供機関における匿名化処理の審査を効率的、効果的に実施するため、提供機関は作成する匿名データごとに、その実施する匿名化処理の方法等を記述したチェックリストを作

成する(別記様式第1号及び第2号)。

(2) 提供機関内における審査

提供機関はその組織内に匿名化処理等に関する審査体制等を設けるとともに、(1)により作成したチェックリストに記載された内容等を基に実際に統計表を作成して得られた分布を確認するなどにより、匿名化処理の妥当性等に係る審査を実施する。

- 2 知事 (統計企画課) への協議等
- (1) 知事(統計企画課)への協議

知事部局以外の提供機関は、前記1 (2)の審査終了後、当該匿名データの匿名化処理 について、知事(統計企画課)に協議するものとする。

(2) 学識経験者からの意見聴取

知事(統計企画課)は、前記(1)の協議を受けた場合又は自ら匿名化処理を行った場合は、別途定める学識経験者の意見を聴くものとする。

第12 匿名データの提供

1 提供時期

第8に示す承諾通知書により提示した提供予定期間内に速やかに提供する。やむを得ない 事情により提供が遅れることが見込まれる場合は、速やかに提供依頼申出者に通知する。

2 提供窓口

匿名データは、提供依頼申出書を受理した提供機関の窓口から提供依頼申出者に提供する。

3 提供手段

匿名データは、①提供する媒体の書留による送付、又は②提供窓口における直接の受け渡 し、のうち提供依頼申出者が提供依頼申出書に記載した方法により提供する。

なお、提供する匿名データは、暗号化しパスワードを付与すること等により保護する。

第13 提供依頼申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 総論

提供機関の承諾がなされた提供依頼申出書に係る記載事項について、提供依頼申出者の都 合により変更が生じた場合は、以下のとおり対応する。

- ① 提供機関等が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される、利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、姓に変更が生じた場合等は、申出者は別記様式第9号を参考として提供機関等が定める様式による所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに提供機関等へ届け出る。
- ② ①以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、原則として改めて提供依頼申出 書の提出を求める。なお、既に納付された手数料は返還しない。

なお、提供依頼申出書に記載事項のうち1項目のみ変更する場合は、別記様式第11号による記載事項変更申出書により申出を行うことができる(利用期間の延長に関するものを除く。)。

記載事項の変更の申出を受けた提供機関は当該申出の審査を別記審査基準に準じて行い、 その承諾・不承諾について別記様式第12号及び13号による提供依頼申出書の記載事項変 更に係る承諾通知書、提供依頼申出書の記載事項変更に係る不承諾通知書により提供依頼 申出者に通知する。

2 利用者の変更

利用者の変更については以下のとおり対応する。

(1) 利用者の除外

利用者から除外される者が生じた場合は、記載事項変更申出書により届出手続きを行い、 除外される利用者が個別に利用していた匿名データが存在する場合は提供機関等への返却 までの間、提供依頼申出者が適切に管理し、他の匿名データの返却時に併せて第 15 に基づ いた返却を行う。

(2) 利用者の追加

利用者の追加の必要が生じた場合は、記載事項変更申出書により申出手続きを行うこととし、提供機関等は追加する理由が妥当かどうか等について別記審査基準 16 に準拠して審査を行い、その結果を第8の取扱いに準じて提供依頼申出者に通知する。

上記通知後、依頼書及び誓約書(追加の者だけ)の提出をもって、匿名データの提供を 行う。

なお、手数料は第7の2~3の額の合計額を納付する。

(3) 利用者の交代

利用者が交代する場合は、交代前に記載事項変更申出書により申出手続きを行うことと し、提供機関等は交代理由が妥当かどうか審査を行い、その結果を第8の取扱いに準じて 提供依頼申出者に通知する。

妥当と認められる場合で、匿名データの利用ファイル数に変更がない場合、誓約書(変 更する者のみ)の提出だけで利用を認めることとする。

なお、この取り扱いは、提供する利用者に係る欄以外の利用目的その他の事項について 一切の変更がないことを前提とする。(これらの事項が変更となる場合は、改めて提供依頼 申出書による申出を行う。)

3 利用期間の延長

(1) 延長申出書の提出

提供依頼申出者は、やむを得ない合理的な理由により利用期間の延長を希望する場合、延長が必要な理由及び希望する必要最低限の延長期間を記載した別記様式第 10 号による延長申出書を提供機関に提出する。

なお、延長の承諾は1回限りとし、延長の申出があった場合にはこの旨を提供依頼申 出者に伝えるものとする。

(2) 延長の申出の審査基準

延長申出書の審査は次の審査基準により行い、提供機関は、同基準をすべて満たした場合承認するものとする。

- ・ 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること
- ・ 利用目的、利用者の範囲、場所、セキュリティ要件など利用期間以外の変更が一切 なされていないこと

- ・ 延長理由から判断して、延長の期間が最低限度に限られていること
- ・ 提供を承認し提供依頼申出書に関する初回の延長申出であること(延長の再申出は 認められず、最初から提供依頼申出書等の提出を行うものとする。)

(3) 提供機関からの諾否の通知

提供機関は、延長申出を承諾する場合はその旨を通知する。また、この場合、利用実 績報告書の提出時期等も併せて延長を認めることができるものとする。

承諾しない場合は、その理由と併せてその旨を延長申出者に通知する。承諾されなかった場合、当初の承諾された利用期間の満了時までに、提供依頼申出者は提供された匿名データの返却、パソコンに保存されている匿名データ及び中間生成物等の削除、利用実績報告書・データ措置報告書の提出等所要の措置を行う。

(4) 延長が認められた場合の手続き

延長を承諾し、利用条件(利用規約)及び誓約書に修正が必要な場合は、再度、必要な書類の提出を求める。

第14 匿名データの提供後の利用制限

利用者は、条例第 14 条第 1 項第 2 号に基づき、提供された匿名データを適正に管理し、条例 第 15 条第 2 項に基づき、匿名データ及び匿名データから作成した統計等は提供依頼申出書に記載した利用目的の範囲内で利用する。提供依頼申出書に記載した利用の範囲以外への利用を希望する場合は、提供依頼申出者が改めて別記様式第 11 号による記載事項変更申出書により申出を行い、提供機関の承諾を得る。

なお、利用目的の変更の審査基準は、別記審査基準 11 に準じるものとするが、データ措置報告書が提出された後については、審査を行う必要はないものとする。

第15 匿名データの利用後の措置

提供依頼申出者は、匿名データの利用期間終了後、直ちに、集計等のためにハードディスク 等の記憶装置に保存若しくは紙媒体等に出力した匿名データ及び中間生成物を消去する。

その上で、別記様式第14号によるデータ措置報告書を添えて、電子媒体を提供機関等へ返却する。この際、書留(提供依頼申出者の送料負担)による送付又は提供窓口への直接の受け渡しのいずれかによる。

第 16 申出者による研究成果等の公表

1 成果の公表

提供依頼申出者は、匿名データを利用して行った学術研究の成果又は教育の内容を提供依頼申出書に記載した公表時期、方法に基づき公表する。

当該公表に際して、提供依頼申出者及び利用者は、匿名データを基に提供依頼申出者又は 利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、提供機関が作成・公表し ている統計等とは異なることを明らかにする。

なお、学会誌の投稿等を予定していたが、結果的に論文審査を通らなかったなどにより、 提供依頼申出書に記載したいずれの公表方法も履行することができず、新たな公表方法によ り公表を行う場合は、新たな公表方法について記載事項変更申出等の提出を行う措置をとった上で、公表を行う。

また、公表後、提供依頼申出者は、別記様式第15号により、提供機関に利用実績を報告する。

なお、知事部局以外の提供機関は、利用実績報告書の写しを知事(統計企画課)に提出するものとする。

2 成果が公表できない場合の取扱い

提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止などにより学術研究 の成果を公表できない場合は、研究の状況の概要及び公表できない理由を利用実績報告書に より提供機関等へ報告する。

3 成果物の利用制限

提供依頼申出書に記載した公表方法で公表されなかった統計等の成果の利用(営利目的等を含む)は公益性を提供の理念とした法の趣旨に反することから認めないものとする。

第17 匿名データの不適切利用への対応

1 条例における罰則

条例第20条第3号では、匿名データの提供を受けた者、匿名データの取り扱いに関する業務委託を受けた者等が匿名データを自己又は第三者の利益を図る目的で提供、盗用した場合 罰則の適用を規定しており、これらの規定に違反した場合、罰則は違反を犯した個人に適用されることとなる。

2 その他提供機関における連携

提供機関は、匿名データの利用者又は関係者が法令違反又は契約違反を行ったと判断し、 提供の取消しや利用停止期間の設定等ペナルティを課すことを決定した場合には、知事(統 計企画課)に対して、事前に連絡するものとする。

提供機関から違反行為に関する連絡を受けた場合、知事(統計企画課)は、総務省及びその他の提供機関に対し、当該連絡事項及びペナルティに関する情報の提供を行い、全ての提供機関において同様の利用停止期間が設けられるよう必要な措置を講じる。

3 契約違反

(1) 違反内容

提供機関は、以下のような法令違反又は契約違反を犯した者(以下「違反者」という。) に対して、その内容に応じて総務省及びその他の提供機関等と連携して対応を行う。

なお、違反者が提供依頼申出者以外の利用者である場合であっても、当該事例の判断(例 えば管理責任等の観点)から提供依頼申出者を違反者として扱うこともありえるものとす る。

- ① 返却期限までに匿名データの返却等の措置を行わない
- ② 匿名データを提供依頼申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した
- ③ 匿名データを紛失した
- ④ 匿名データの内容が漏洩した

- ⑤ 承諾された利用目的以外の利用を行った
- ⑥ その他(上記以外の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為)

(2) 対応内容

- ア 提供機関は、その提供した匿名データの利用に関し、法令違反又は契約違反として、前記(1)①~⑤が生じていることが判明した場合は速やかに提供依頼申出者に連絡し、原則として利用の取消、匿名データの返却、複写データの消去を求めるとともに、その違反内容や対応状況を知事(統計企画課)に連絡する。
- イ 知事(統計企画課)は、提供機関からアの連絡があった場合は、総務省に報告すると ともに、速やかにその他の提供機関等に対し、当該情報について周知を行う。
- ウ その他の提供機関は、知事(統計企画課)から上記イの連絡があった場合、当該違反者等に対するその他の調査票情報又は匿名データの提供の有無の確認し、当該違反者にその他の匿名データ、条例第10条に基づく調査票情報又は条例第11条に基づく委託による統計の作成等の結果の提供を行っていることが判明した場合、それらの調査票情報又は匿名データの管理体制、状況等について速やかに確認する。
- エ 提供機関は、(1)①~⑥の違反事実について、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に準じて措置をとるとともに、その対応状況を知事(統計企画課)に連絡する。

4 他制度との連携

条例第 10 条に基づく調査票情報の提供、条例第 11 条に基づく委託による統計の作成等に おいて、法令違反や契約違反により提供禁止措置等が取られている場合、同様の期間、匿名 データの提供についても行わないものとする。

第18 実績報告書の作成・提出

1 提供機関への報告

提供依頼申出者は県規則第12条に基づき、①学術研究目的の場合、当該研究成果の公表後速やか(3ヶ月以内)にその公表も含めた成果の概要について、②教育目的の場合、当該教育の終了後速やか(3ヶ月以内)にその実施状況について、提供機関に別記様式第15号による実績報告書を提出する。

なお、提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを 得ない事情により研究成果や教育内容の実績が示せない場合、提供依頼申出者又は共同利用 者等は利用実績報告書にその理由を記載して報告する。

2 知事 (統計企画課) への報告

提供機関が、前記1により提供依頼申出者から実績報告書の提出があった場合は、速やかに、その写しを知事(統計企画課)に提出する。

第19 施行時期

本要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日改正)

本要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日改正)

本要領は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和2年12月25日改正) 本要領は、令和3年1月1日から施行する。 附 則(令和3年9月1日改正) 本要領は、令和3年9月1日から施行する。 附 則(令和6年12月2日改正) 本要領は、令和6年12月2日から施行する。

匿名化処理の考え方

(1) 匿名化処理とは

ミクロデータから世帯や個人の秘密の情報を知るということは、調査対象である調査単位(世帯や個人)とミクロデータの対応関係を特定し、特定されたミクロデータから調査単位の秘密に属する事項を知るということを意味する。どの調査事項が、秘密の情報に当たるかは一概には決めることができないし、時代とともに変化し、普遍的ではないと思われるので、匿名化処理とは、基本的には、調査単位とミクロデータの対応関係を特定されないようにするということである。

(2) 対応関係

提供するミクロデータには、氏名、住所などの直接的に世帯や個人が特定できる情報は付与 されていないので、調査単位とミクロデータの対応関係は、性別や年齢などの属性(識別情報) が同じかどうかで判断することになる。

全国の全調査単位のミクロデータが提供されていて、かつ、全調査単位について識別情報が分かる場合、識別情報が一致する調査単位とミクロデータがそれぞれ1つしかない場合には同じ世帯や個人と判断でき、それぞれ複数ある場合はそのうちのいずれかと判断できる。実際のミクロデータの提供の場合、一部の調査単位のミクロデータが提供されていて、かつ、一部の調査単位の識別情報がわかるに過ぎず、このような状況では、対応関係を特定するのは現実的ではないと考えられる。

(3) 特定の可能性

特定の可能性を考えると、地域範囲が狭い場合には、調査対象が絞り込まれるので、識別情報を収集することが容易になり、ミクロデータの地域情報が詳細であれば、特定の可能性が高くなる。また、調査を受けていることが知られていると、その調査単位のミクロデータに必ず存在することが分かるため、対応関係を特定される可能性が高まる。しかし、調査対象のリストは厳格に管理されており、外部の者が調査を受けている調査単位を知る可能性は低く、調査時から数年が経過すれば外部の者が知ることは不可能と言える。

しかし、特殊なデータのときに、特定の可能性は高くなる。例えば、100 歳以上の高齢者がいる世帯や世帯員が 10 人いるというような世帯の数は少ないので、母集団のある個別の世帯に対応するデータ数が少なくなり、そのどれに当たるか決定するのが比較的容易になる。また、複数の属性の特殊な組合せも特定の可能性が高くなる。これに対し、標準的な対象の場合には同じ条件のデータが多数出現することになるので、特定の可能性は比較的低いものにとどまる。

(4) 識別情報

調査対象である調査単位とミクロデータの対応関係を特定しようとするときに用いる識別情報とは、提供するミクロデータに含まれていて、かつ、統計調査以外からも知ることができる情報である

個人又は世帯を対象とした統計の場合、比較的容易に入手できる識別情報としては、外観からでも把握できるような基本的な属性が考えられ、例えば、県、市町村などの地域情報や、世帯員数、世帯員の性別、住宅の大きさなどが挙げられる。このほか、自宅で営業している世帯

であればその産業・職業を知ることができるし、子供の年齢は通学している学年で分かると思われる。ただし、これらの情報だけでは、一般には対応関係を特定することはできない。また、これらの情報の収集は比較的簡単ではあるが、多数の調査単位について情報を収集しようとすれば大きな作業量を必要とする。

実際の問題としては、時間が経つとともに識別情報を正確に知ることは難しくなる。提供されるミクロデータは数年前の調査の結果であり、そのときに個々の調査対象がどのような属性を有していたか知ることは、たとえ世帯の基本的な属性であっても難しい。既存のリストのようなものの場合も、そのリストとミクロデータの時点が一致していないと対応関係の特定には多くの誤りが生じることになる。

(5) 特定の試み

匿名化処理の方法を決めるときには、現実にどのような危険があるかについても考えておく 必要がある。最近、個人情報の流出がよく問題となるが、そのような例では、住所(メールの アドレス等も含む。)、氏名などが流出しており、それは、商業目的などにそのまま利用できる。

しかし、統計情報の場合、住所、氏名が流出することはあり得ない。また、前述のとおり、 特殊な対象の場合には特定の可能性が比較的高くなるが、多くの標準的な対象の場合には特定 の可能性は比較的低いものにとどまる。一部の対象についてだけ特定できたとしても、商業目 的での利用価値は少ないであろう。したがって、対象を特定しようとするような試みが、最近 問題になっているような商業目的で行われる可能性は低いものと考えられる。そもそも、数年 前の統計情報では利用する価値もないであろう。

しかし、もし対象を特定するような試みが実際に行われたら、それはミクロデータ提供の危険性、ひいては統計調査の危険性を指摘するものとして利用されてしまうであろう。ところが、絶対的な匿名性を担保しようとすると、ドイツでの経験のように提供できる情報が極めて限られてしまう。したがって、この問題は匿名化処理だけで対策を考えるべきものではなく、そのような試みを行うこと自体を制限しておくことが必要となる。このため、データを提供するときには、利用目的を限定し、データの管理を適正に行わせることを義務付けておかなくてはならない。

注:ドイツは、1980年の連邦統計法で「絶対的な匿名化」条項によるミクロデータの提供を 行ってきたが、多くの情報が失われることになり、科学研究の要求に応じられず、ほとんど利 用されなかった。そのため、1987年の連邦統計法ではミクロデータが莫大な時間や経費をかけ ない限り識別できないという「事実上の匿名性」の概念に法規定を改正している。

匿名化処理の技法

(1) 匿名化処理の技法

対応関係を特定しにくくする匿名化処理の方法としては、下記のような方法がある。

① 識別情報等の削除

対応関係を特定する危険性の高い識別情報である、世帯や居住地を直接的に特定できるような情報を削除する方法である。

② 別情報のトップ・コーディング

対応関係を特定できる可能性が高くなる特殊な属性を、まとめる方法である。例えば、100歳以上の高齢者がいる世帯や世帯員が 10人いる世帯の数は少ないので、対応関係を特定しやすくなるので、特に大きい値や小さい値を「○○以上」、「○○以下」というようにまとめる。海外では、トップ・コーディングされるのが対象全体の 0.5%以上としている例などがある。

③ 識別情報のグルーピング

特定の値をグループ分けして階級区分に変更する方法である。例えば、年齢を例にすると、22歳ではなく、21~25歳とする方法である。また、市町村コードなどの地域情報の場合は、外部の者にも把握しやすい情報であること、対応関係を調べなくてはならないデータの範囲を限定できることなどから特に注意が必要となる。海外では、人口 10 万人未満の地域区分は提供しないなどの基準が設けられている例などがある。

④ リサンプリング

ミクロデータをすべて提供するのではなく、そこから抽出した一部のミクロデータだけを 提供する方法である。この方法によれば、提供するミクロデータが少なくなるので、対応関 係を特定できる可能性を低下させることができる。

また、特定できたとの主張に対し、特定できたと考えることが適当ではないと主張する方法でもある。

⑤ ミクロデータのソート

ミクロデータの配列順を並べ替えることでランダムにし、対応関係を探り出すことができないようにする方法である。

別の概念からの匿名化処理の技法としては、ミクロデータから正確な対応関係を知ることができないようにする方法がある。具体的には、ミクロデータを加工して正しくないものにしてしまう方法である。

① スワッピング

任意の2つの調査単位の間で、一部の調査事項の値を入れ替える方法である。

② 誤差の導入

ミクロデータの一部の調査事項(識別情報又は秘密の情報自体)に誤差を導入する方法である。

(2) 匿名化処理の方法の決定

上記のような問題があるものの、実際に海外で行われている匿名化処理の方法をみるとかなり詳細なデータをそのまま提供しているのが普通である。匿名化処理は、論理的に可能性だけを考えると極めて厳しく行わなくてはならないことになるが、実際には、秘匿の必要性や利用面も考慮して現実的な判断の下で決定している。

そのような現実的な判断を行うために、海外では権威ある委員会などが処理の方法を最終承認する方式をとっている。我が国においても同様の手続きを踏むべきであり、試行的提供では、統計局の「匿名標本データ作成・利用研究会」の承認を得ている。

匿名化処理の目安

1 地理的情報について

- (1) 地理的情報としては、地域内に最小でも人口 50 万人以上いなければならない。
- (2) 直接的な地理的情報以外で、地理的情報が明らかになる項目(例えば、サンプリング情報など)についても、上記(1)の最小人口50万人の基準に適合させなければならない。
- (3) 地域分析用として、人口 50 万人未満の地理的情報を提供するような匿名データを作成する場合には、他の識別情報などの匿名化の程度を高めなければならない。
- (4) 入手可能な外部情報により、ある特定の種類の施設であることが明らかになるようなことがないようにしなければならない。

2 個人・世帯の識別情報について

- (1) 氏名、住所など個人又は世帯を直接的に識別できる情報は削除されなければならない。
- (2) 間接的に個人又は世帯を識別できる情報、例えば年齢、世帯人員、居住室数などの情報については、年齢の高い個人、世帯員数が多い世帯、居住室数の多い住宅など特定される可能性が高い場合、トップコーディング、グルーピングまたは削除を施す必要がある。トップコーディングにおいては、母集団(個人又は世帯)全体の 0.5%を目安にすることが望ましい。
- (3) 少数の特定の集団を対象とする場合、トップコーディングの基準を 3~5%にすることを 考慮すべである。
- (4) トップコーディングするデータ項目については、その情報(平均値や中央値など)を明らかにすることが望ましい。
- (5) 世帯単位のデータを提供する場合、調査単位が特定されることがないよう、必要があれば、 匿名化を考慮する必要がある。

3 誤差 (ノイズ)

- (1) ミクロデータに誤差を加えることによって、調査データと外部情報との対応関係を特定する可能性を低めることができる。他に適当な匿名化の技法がない場合には、研究・分析上の有用性を損なわない範囲で誤差を付加することを考慮すべきである。
- (2) 誤差を加える方法としては、①乱数による誤差の付加 (random noise)、②調査単位間の調査情報の交換 (swapping)、③ブランク (blank) への置換え又は補定 (imputation) がある。

4 リサンプリング

ミクロデータを全て提供する場合は、その一部を提供する場合に比べて、調査単位の特定の可能が高くなる。例えば、ある人が調査を受けたことがわかっている場合には、ミクロデータの中に必ずその人のデータがあるはずとの前提で探すことができる。したがって、必要に応じて、ミクロデータの全てではなく、一部のデータだけを提供することを考慮すべきである。

- 5 外部ファイルとのマッチングの可能性
 - (1) ミクロデータと外部の既存ファイルのデータを突き合わせることにより調査単位が識別されるような可能性があれば、それを回避するための措置をとらなければならない。
 - (2) 調査のための標本フレームが、国勢調査の母集団情報以外の情報によって提供されている場合には、調査データと標本フレームの元の情報とを一致させることが可能となるおそれがあるので、事前に回避する措置をとらなければならない。

6 その他の問題

- (1) データの一連番号、データの並び順によって、およその地域範囲が推測されるおそれがあるので、削除、付替え又は並べ替えをするべきである。
- (2) サンプリングに関する情報によっては、地理的情報以外に特定の地域や集団であることが明らかになるおそれがあるので、そのような情報は削除すべきである。
- (3) 秘密の情報のうち秘匿の必要性の高い調査項目については、その調査項目自体についてグルーピング、削除等の匿名化を施す必要がある。
- (4) 時間の経過とともに、調査データを外部情報と照合することは困難になる。提供時期は調査時点から最低限2年間以上は離すべきである。

審査基準

- 1 学術研究目的の要件該当の確認
- (1) 提供依頼申出者が大学や学術研究を目的とする機関に所属している場合

学術研究を目的として活動する大学や研究所などの機関に所属する教授、准教授、講師、助教、博士研究員、大学院生等が学術的な研究活動を行う場合で、その研究成果を研究論文の形で社会に公表・還元される場合、本要件に該当すると認められる。

(2) 申出者が①以外の場合

営利企業に属する者が企業活動の一環として研究を行う場合においても、それが学術的な研究を目的とするものであって、学術論文等の形で当該研究の成果が社会に還元される場合であれば、本要件に該当すると認められる。

また、学術研究目的に一部金銭の授受を伴う利用目的が含まれている場合であっても、当該研究の成果が学術論文として公表され、社会に還元された後に、当該学術論文に掲載されたものが当該金銭の授受を伴う目的で利用されるように、主として学術研究目的で利用され、公表されたものが副次的に金銭の授受を伴う利用目的で利用される場合であれば本要件に該当すると認められる。

しかしながら、当該研究の成果の直接的な利用目的が、企業等の組織内部における業務上の資料として利用される場合や特定の顧客に対するレポート作成の基礎資料とされるような場合、あるいは学術論文として公表するもの以外の成果を作成し、顧客等に提供するような場合には本用件に該当するものとは認められない。

2 高等教育目的の要件該当の確認

原則として、高等教育機関又は当該機関に所属する教員からの申出に限定され、それ以外の 者による申出は想定されない。

利用形態としては、講義等(卒業論文や修士論文などの指導を教官が行う場合も含む。)の教育において匿名データを利用する場合が想定される。

3 提供依頼申出者の氏名、生年月日、住所、所属・役職、連絡先

記載されている所属・役職等により上記(1)を確認する。

また、県規則第 12 条及び第 5 の 6 で提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。

4 法人その他団体の名称及び住所(法人が申出を行う場合)

提供依頼申出者が法人の場合、法人等の名称・経営組織等から研究を主体とする組織か営利 組織かを判別する。

また、規則第12条及び第5の6で提示又は提出を求めている法人確認書類と記載が同じであることが必要である。

5 代理人の氏名、生年月日及び住所(代理人が申出を行う場合)

代理人の記入があり、代理人によって申出がなされる場合、規則第 12 条及び第 5 の 6 で提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。

6 匿名データの名称、年次等

(1) 匿名データの名称、年次等

提供することを公表している匿名データの名称、年次等が記載されていることが必要である。

また、利用目的である、学術研究の内容又は講義等の内容と匿名データの内容を照らし合わせて不必要と判断される匿名データが含まれていないことが必要である。

(2) 必要なファイル数

原則として複写は、コンピュータのハードディスク等へのインストールなどについて、1 回限りとされていることを踏まえ、別途記載される利用者数及び利用方法と必要ファイル数 との関係で齟齬がないことが必要である。

特に1件の申出で多数の利用者が存在する教育目的の場合は留意する必要がある。

7 直接の利用目的

直接の利用目的が、学術研究の利用又は高等教育の利用のいずれであるかを確認し、以下8~11の内容と齟齬がないことが必要である。

特に11と内容との関係において、販売など金銭の授受を伴い、当該利用が明らかに営利をあ げることを目的としている場合は、直接の利用目的が学術研究又は高等教育のいずれかである と認めない。

8 匿名データを利用する高等教育機関及び学部学科の名称(直接の利用目的が高等教育の場合)

高等教育の利用に供することを直接の目的としている場合、利用する高等教育機関及び学部 学科の名称が記載されていることが必要である。

なお、この場合、記載された学校や学部学科が実際に存在し、提供依頼申出者の所属等との 整合性が確保されていることが必要である。

- 9 研究内容の名称、内容等(直接の利用目的が学術研究の場合)
- (1) 学術研究の必要性

審査では、当該学術研究の重要度や有用性を評価するものではないが、匿名データを提供 する学術研究としての、公益性、すなわち社会通念的に適当と認められることが必要である。

(2) 学術研究の内容、利用する方法及び作成する統計等の内容

匿名データを利用して作成する統計等(集計様式や分析出力様式)が当該学術研究内容及 び利用する方法からみて妥当なものであることが必要である。

(3) 研究の実施期間

成果の公表時期、匿名データの利用期間との関係で齟齬がないことが必要である。

- 10 授業科目の名称、内容等(直接の利用目的が高等教育の場合)
 - (1) 授業科目の名称、目的、授業科目で匿名データを利用する必要性及び利用する方法 実際に匿名データを利用する高等教育機関において正規の授業科目として承認されている ことが必要である。

なお、教授が個人的に実施する補習などは高等教育機関としての高等教育活動とは認められない。

また、当該授業科目において匿名データを利用する必要性が認められ、その利用する方法 が適切であること、利用方法と提供ファイル数に齟齬がないことが必要である。 (2) 授業科目の内容及び作成する統計等の内容

匿名データを利用して演習を行う場合などに作成が想定される統計等(集計様式や分析出力様式)が授業科目の内容、受講学生レベルから見て妥当な内容であることが必要である。

(3)授業科目の実施期間

授業科目の実施時期が匿名データの利用期間等との関係で齟齬がなく、当該授業科目の閉 講までに、当該匿名データの利用期間が終了することが必要である。

授業科目の実施時期が匿名データの利用期間等との関係で齟齬がなく、当該授業科目の閉 講までに、当該匿名データの利用期間が終了することが必要である。

11 匿名データのすべての利用目的

学術研究又は高等教育に対する具体的な利用目的がすべて記載され前述の「直接の利用目的」と齟齬がないことが必要である。

また、成果物の公表や普及も利用目的に含まれることから、少なくとも公表に関する事項が 記載されていることが必要である。

さらに、営利目的と考えられる利用目的が記載されている場合、学術研究の成果又は教育内容の公表後にこれが行われることが「学術研究又は高等教育の利用に供することを直接の目的とする」に該当する前提になると考えられることから、その前後関係について確認を行うものとする。

12 公表の方法

学術研究目的の場合は、学術論文等の形で研究の成果が公表される予定、高等教育目的の場合は、教育内容が公表される予定であることが必要である。

また、公表予定日が記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合していることが必要である。

13 匿名データの提供希望年月日及び当該年月日を希望する理由 提供希望年月日がその利用目的、利用方法からみて妥当であること及び提供機関等が対応可 能であることが必要である。

14 匿名データの利用場所及び管理方法

以下の(1)~(6)の要件をすべて満たすことが必要である。

- (1) 匿名データを利用(匿名データファイルの保管を含む。以下同じ。) する場所については、 施錠可能な物理的なスペースに限定されており、当該スペースから匿名データが取り外し可 能な外部記憶装置等に転送されるなどにより持ち出されないこと。
- (2) 匿名データが、限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管されること。

なお、当該スペースは利用場所と同一であることが好ましく、別々となる場合は、その理由が妥当であること。

- (3) 匿名データの利用時に上記①のスペースに存在する者が制限される、又は、何らかの確認 行為が行われること。
- (4) 匿名データの利用時のコンピュータの環境として、インターネット等の外部ネットワーク (以下「外部ネットワーク」という。)に接続した状態ではないこと。
- (5) 匿名データを利用する P C 等に

- ・アンチウイルスソフトの導入
- ・セキュリティホール対策の導入
- ID・パスワード認証の導入
- スクリーンロックの導入

が図られていること。

- (6) 外部ネットワークに接続する可能性のあるコンピュータや利用者以外の者が使用するコンピュータに匿名データ及び中間生成物を残留させないこと。
- 15 匿名データの利用期間

匿名データの利用期間が研究計画、授業科目の実施期間から見て必要最小限となっていることが必要である。

16 匿名データを取り扱う者全員の氏名、所属及び職名

目的、研究内容、授業科目の内容から判断し、利用者(提供依頼申出者を含む)全員について氏名、所属が記載され、それが最小限に限られており不要な者が含まれていないことが必要である。

なお、利用者は具体的に記載することとし、「○○部に所属する職員」と記載する等、提供機関において、利用者の人数及び具体の個々人が特定できない記述は認められない。

さらに、集計を外部委託する場合は当該委託先の職員の氏名が記載されていることが必要である。

また、利用者が、第 17 に定める提供禁止措置の対象となっており、匿名データの利用期間の一部でも禁止措置期間と重なる場合は、利用を認めない。

- 17 現に提供を受けている又は今後提供を依頼する予定のある他の調査票情報又は匿名データ 審査対象の匿名データと当該欄に記載された調査票情報又は匿名データを同時に利用された 場合でも、調査対象者が特定される恐れがある情報を有していないことが必要である。
- 18 匿名データの提供方法(提供媒体) 提供機関等が実際に提供可能な媒体であることが必要である。
- 19 送付による提供希望 送付による提供の希望の有無が記載されていることが必要である。
- 20 その他必要な事項

1~19以外に、提供機関等において設定した審査事項がある場合、その承認基準を満たしていることが必要である。

匿名データのチェックリスト(世帯調査用)(案)

匿名デー	タを作成する統計データの名称および年次
統計	調査名:
Ī	調査年:
1 地理	的情報
(1) 提供~	するファイルにはどのレベルの地理的情報が含まれていますか。匿名化のために地理的
情報を	加工していますか。
①地:	理情報のレベル :
②地:	理情報の加工の有無: □有 □無
% ②	が「有」場合は、加工後の地域区分、人口、世帯数が分かる資料を添付してください。
(0) = +	ᆄᇪᇲᇪᅲᅖᇸᅝᆀᇝᆑᇩᆌᅅᆑᅝᆀᆉᅜᄼᄼᄼᅸᇫᇫᄛᅩᅩᇗᅝᆀᅅᆇᅝᆇᅩᅩ
	またいは、0.1km/4.5km フェース ファース ファース ファース ファース ファース ファース ファース ファ
	情報以外の地理的情報: □有 □無
	有」の場合は、該当する項目、当該項目に含まれる地理的情報の詳細、加工の方法に
つい	て具体的に記載してください。
(3) 地域分	分析用に詳細な地理的情報を提供していますか。提供している場合、どのレベルの地理
情報が	含まれていますか。
地域	分析用の地理情報提供の有無: □有 □無
	情報のレベル:
(4) ある	特定の種類の施設であることが明らかになることはありますか。
特定	の種類の施設の情報: □有 □無
※ 「	有」の場合、その項目名、秘匿の有無、秘匿方法を具体的に記載してください。
2 世帯	の識別情報
	の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

(2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置を行っていますか。また、母集	団に対
する割合はどのようになっていますか。	
匿名化措置の方法(項目ごとに記載してください)	
項目: 方法:	
※当該項目について、匿名化の水準の議論を可能とするよう当該事項の分布を示す資	針及
び匿名化の対象となる集団の母集団に対する割合が分かる資料を添付してください。	
(3) 世帯単位のデータを提供することに対応して特別な匿名化措置を行っていますか。	
特別な措置: □行っている □行っていない	
※「行っている」場合、具体的な方法を記載してください。	
3 個人の識別情報	
(1) 個人の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。	
(2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置を行っていますか。また、母集	団に対
する割合はどのようになっていますか。	
匿名化措置の方法(項目ごとに記載してください)	
項目: 方法:	
※当該項目について、匿名化の水準の議論を可能とするよう当該事項の分布を示す資	對料及
び匿名化の対象となる集団の母集団に対する割合が分かる資料を添付してください。	
4 誤差 (ノイズ)	
匿名化措置として、誤差を付加する方法を採っていますか。誤差を付加する方法を持	采ってい
る場合には、その方法を記載してください。	
誤差の付加: □採用している □採用していない	
※「採用している」場合、具体的な方法を記載してください。	
5 リサンプリング	
匿名化措置として、リサンプリングをしていますか。リサンプリングをしている場合	合には、
その抽出方法と抽出率を記載してください。	
リサンプリング: □行っている □行っていない	
※「行っている」場合	
抽出方法:	
抽 出 率:	

(1)	個人・世帯を特定できる可能性のある外部の情報は存在しますか。				
	外部情報: □有 □無				
	※「有」の場合、外部の情報について具体的に記載してください。				
(2)	母集団情報として利用している情報は何ですか。				
	□国勢調査の調査区名簿				
	□行政記録から作成した名簿(行政記録の名称:)				
	□その他(具体的に記載)				
	※母集団情報を取扱う者の範囲等、特記する事項があれば記載してください。				
7	その他				
(1)	データの一連番号、データの並び順について、何らかの匿名化措置を施していますか。				
	□実施している □実施していない				
	※「実施している」場合、匿名化措置の方法を記載してください。				
(2)	サンプリング情報によって、地理的情報以外に特定の地域や集団であることが明らかになる				
可能性はありますか。					
(3)	提供時期と調査時点とはどの程度の期間が開いていますか。				
(4)	そのほか、データを匿名化するに当たり、措置していることがありますか。				

6 外部の情報

匿名データのチェックリスト (事業所・企業調査用) (案)

匿名データを作成する統計データの名称および年次
統計調查名:
調査年:
1 地理的情報
(1) 提供するファイルにはどのレベルの地理的情報が含まれていますか。匿名化のために地理的
情報を加工していますか。
①地理情報のレベル :
②地理情報の加工の有無: □有 □無
※②が「有」場合は、加工後の地域区分、事業所・企業が分かる資料を添付してください。
(2) 直接的な地理的情報以外に地理的情報が明らかになるような情報がありますか。
地理情報以外の地理的情報: □有 □無
※「有」の場合は、該当する項目、当該項目に含まれる地理的情報の詳細、加工の方法に
ついて具体的に記載してください。
(3) 地域分析用に詳細な地理的情報を提供していますか。提供している場合、どのレベルの地理情報が含まれていますか。
地域分析用の地理情報提供の有無: □有 □無
地理情報のレベル:
(4) ある特定の種類の施設であることが明らかになることはありますか。
特定の種類の施設の情報: □有 □無
※「有」の場合、その項目名、秘匿の有無、秘匿方法を具体的に記載してください。
2 事業所又は企業の識別情報
(1) 事業所又は企業の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

(2)	それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置を行っていますか。また、母集団に対
9	する割合はどのようになっていますか。
	匿名化措置の方法(項目ごとに記載してください)
	項目: 方法:
	※当該項目について、匿名化の水準の議論を可能とするよう当該事項の分布を示す資料及
	び匿名化の対象となる集団の母集団に対する割合が分かる資料を添付してください。
3	誤差(ノイズ)
	匿名化措置として、誤差を付加する方法を採っていますか。誤差を付加する方法を採ってい
Ž	る場合には、その方法を記載してください。
	誤差の付加: □採用している □採用していない
	※「採用している」場合、具体的な方法を記載してください。
4	リサンプリング
	匿名化措置として、リサンプリングをしていますか。リサンプリングをしている場合には、
۲	その抽出方法と抽出率を記載してください。
	リサンプリング: □行っている □行っていない
	※「行っている」場合
	抽出方法:
	抽 出 率:
5	外部の情報
(1)	事業所・企業を特定できる可能性のある外部の情報は存在しますか。
	外部情報: □有 □無
	※「有」の場合、外部の情報について具体的に記載してください。
(2)	母集団情報として利用している情報は何ですか。
	□事業所・企業統計調査の調査区名簿
	□行政記録から作成した名簿(行政記録の名称:)
	□その他(具体的に記載)
	※母集団情報を取扱う者の範囲等、特記する事項があれば記載してください。

6	その他					
(1)	データの一連番号、データの並び順について、何らかの匿名化措置を施していますか。					
	□実施している	□実施していない				
	※「実施している」場合、	匿名化措置の方法を記載してください。				
(2)	N - 4 N - 18 (+ 40) - 1					
		地理的情報以外に特定の地域や集団であることが明らかになる				
1	可能性はありますか。					
(3)	提供時期と調査時点とはどの)程度の期間が開いていますか。				
(4)	そのほか、データを匿名化す	- るに当たり、措置していることがありますか。				

匿名データの提供依頼申出書						
	年 月	日				
提供機関の長 殿						
	提供依頼申出者 所属及び職名					
	氏名 連絡先					
	連絡先郵便番号・所在: 連絡先電話番号	地				
	連絡先e-mail 住所					
	生年月日					
	(代理人) 所属及び職名					
	氏名 連絡先郵便番号・所在:	地				
	連絡先電話番号 連絡先e-mail					
	住所 生年月日					
エーク E						
山形県統計	†調査条例第12条の規定に基づき、下記のとおり申出を	とします。				
	記					
	яL					
	(名称)	(年次等)	(ファイル数)			
年次等並びにファイル数						
2 匿名データの利用目的等	(1) 直接の利用目的の区分 □ 学術研究					
	□ 高等教育→ (利用する大学、研究科・学部学科等の名称:	≫ ビナミカン) 一方を選択する。			
	① 学術研究又は授業科目の名称	* 599%	力を選択する。			
② 学術研究の必要性又は授業科目の目的						
② 学体证你の内容は70学体证你不利用ナスナナフナ極类到口の内容 哲学到口不用						
③ 学術研究の内容及び学術研究で利用する方法又は授業科目の内容、授業科目で匿 タを利用する必要性及び授業科目で利用する方法						
	④ 匿名データから作成する統計の内容					

1			
		⑤ 学術研究又は授業科目の実施期間	
		サ州州九大は以来付日の大地朔町	
	(2) その他の利用目的	
	(
		※ (1)及び(3	3)に記載した利用目的以外の
		すべての利用目的	内を記入する。
	(3) 成果の公表方法	
		〕 論文(公表の方法:	予定時期 年 月)
	[〕 報告書(公表の方法:	予定時期 年 月)
	[] 学会・研究会等で発表(学会、研究会等の名称:	予定時期 年 月)
	[] 学会誌等に掲載(学会誌等の名称:	予定時期 年 月)
	1	〕 その他 (具体的な公表方法:)
			予定日年月
		※ 予定している	全てのものを選択する。
0 医九二 20相供支出	(4	三月日)	
3 匿名データの提供希望			
年月日	()	里 由)	
4 EAST POTUME	(5	刊用場所、保管場所)	
4 匿名データの利用場所、			
保管場所及び管理方法		· 守理方法)	
		① 匿名データを利用場所(匿名データファイルの保管を	と含む) は、施錠可能な物
		理的なスペースに限定される。	
		② 上記スペースから匿名データが持ち出されない。	
		③ 匿名データは、限定された媒体に格納され、当該限定	Eされた媒体が施錠可能な
		キャビネット等で保管される。	
		④ 匿名データの利用時に匿名データの利用場所に存在す	-る者が制限される、又は、
		何らかの確認行為が行われる。	
		⑤ 匿名データの利用時のコンピュータの環境として、	インターネット等の外部ネ
		ットワークに接続した状態としない。	
		⑥ 匿名データを使用するPC等に、アンチウイルスソン	
		ホール対策の導入、ID・パスワード認証の導入、スク	,リーン ロックの導入が図
		られている。	なるなり日本のものせい
	Ш	⑦ 外部ネットワークに接続する可能性のあるコンピュ	
		使用するコンピュータに匿名データ及び中間生成物を死 ⑧ その他(表留させない措直をとる。 \
)
		※ 該当するも	っのをすべてチェックする。
5 匿名データの利用期間		9 年 日 日	
5 匿名データの利用期間 		目 年 月 日 至 年 月 日	
	1	- Т /J H	

6 匿名データを取扱う者	氏名	所属	職名等	利用場所
(氏名、所属・職名、利用場所)				
※1 提供依頼申出者及び利用者、委託する場合の委託先、教育目的で利用する場合の指導教官(監督者)、学生、その他取扱者の区分が明確に分かるように所属・職名等の欄に記載すること ※2 集計等の民間委託を行う場合はその旨及び委託先で匿名データを扱う者の氏名、所属等を記載すること				
7 現に提供を受け、又は 今後提供を依頼する予定	(現に提供を受けて			
がある調査票情報及び他 の匿名データ	(今後提供を依頼す	る予定の匿名データ)		
※ 他府省等所管のものを含み、 かつ、利用期間が本申出に係る ものと重なるものについて記 載すること				
8 匿名データの提供の	(1) 提供の方法	(媒体)		
方法等	□ FD	\Box CD-R		– R
	※ 希望する提供媒体	をチェックする。		
	(2) 送付の希望の	の有無		
	□ 送付を希望	□ 直接受取り	を希望	
9 提供機関等の設定事項欄	(1)設定事項1 (例示)連絡担当者 ① 所属及び職名 ② 氏名連絡先 ③ 連絡先郵便番号 ④ 連絡先電話番号 ⑤ 連絡先e-mail (2) その他設定事	÷	さ しません。	

備老

- 1 提供依頼申出者が自然人の場合にあっては、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」及び「連絡先e-mail」を記載すること。また、申出者が法人その他の団体に属する場合は、所属及び職名を記載する。
- 2 提供依頼申出者が法人その他の団体の場合にあっては、「提供依頼申出者」欄には、「法人の名称」、「法人の住所」及び「法人の連絡先電話番号」、法人その他の団体の代表者の「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」、「職名」を記載する。

なお、「法人の住所」については、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「法人の連絡 先電話番号」については代表番号を記載すること。

- 3 「匿名データの提供の方法」には、提供機関の長が提示している匿名データの提供の方法(格納する媒体等)を記入すること。
- 4 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添○ 参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付することとして差し支えない。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

匿名データの提供依頼の申出に対する承諾通知書

文書番号 年 月 日

提供依頼申出者 所属及び職名 氏名 殿

提供機関の長

匿名データの提供依頼の申出に対する承諾通知書

年 月 日付 匿名データの提供に係る申出について、下記の内容にて承諾します。 また、匿名データの提供に当たっての利用条件(利用規約)は別紙のとおりです。

記

- 1 提供を行う匿名データの名称、年次並びにファイル数
- 2 匿名データを用いて行う学術研究又は授業科目等の名称
- 3 提供時期及び利用期間
- 4 手数料の額
- 5 依頼書の提出期限

上記の内容に合意の上、匿名データの提供を依頼する場合は、 年 月 日までに山形県統計 調査条例施行規則第 12 条で準用する第 8 条第 2 項に基づき作成した依頼書(指定された手数料 に相当する県証紙を貼付したもの)と必要な書類を定められた期限までに提出してください。

上記提出期限までに依頼書の提出及び手数料の納付がなかった場合は、本通知書による承諾は 無効とします。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

文書番号 年月日

提供依頼申出者

所属及び職名

氏名 殿

提供機関の長

匿名データの提供依頼の申出に対する不承諾通知書

年 月 日付匿名データの提供に係る申出について、以下の理由により承諾できないので、 その旨通知します。

理由

- 1
- 2
- 3

年月日

提供機関の長

所属及び職名 氏名 連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail

依 頼 書

年 月 日付け第 号の通知に係る 年 月 日付けの提供依頼申出書のとおり、山形県 統計調査条例第12条の規定に基づき、下記に係る匿名データの提供を依頼します。

記

- 1 匿名データの名称、年次等、ファイル数
- 2 匿名データを用いる学術研究又は授業科目の名称
- 3 提供希望年月日
- 4 利用期間 自 年 月 日 至 年 月 日
- 5 手数料の額

上記についての詳細は、年 月 日付けの提供依頼申出書及び添付書類のとおりです。 また、匿名データの提供を受け、当該匿名データを利用するに当たっては、条例及び県が定め る匿名データに係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

(裏 面)
(県証紙貼付欄)

※所定の金額の県証紙を貼り、消印しないこと

匿名データの提供等利用規約 (例)

(総則)

- 第1条 匿名データの提供依頼申出者及び当該申出により匿名データの利用を行うすべての者 (以下「利用者」という。)及び匿名データの提供者をおこなう【実施機関名】(以下「提供者」 という。)は、この規約に基づき、依頼書等(匿名データの提供に係る提供依頼申出書及び添付 書類並びに匿名データの提供を求める依頼書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守 し、この契約(この規約及び依頼書等を内容とする使用契約をいう。以下同じ。)を履行しなけ ればならない。
- 2 利用者は、匿名データの提供を求める依頼書を提出するとともに、提供者が匿名データ提供 のための作業に要する実費を勘案し決定した手数料の額を、県証紙により納付するものとし、 提供者は、匿名データの提供を求める依頼書に記載された匿名データを貸与するものとする。
- 3 匿名データを提供するために必要な一切の手段については、山形県統計調査条例(平成20年3月条例第28号)、山形県統計調査条例施行規則(平成21年3月県規則第17号)、本規約及び依頼書等に特別の定めがある場合を除き、提供者がその責任において定める。
- 4 この規約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して利用者と提供者で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る訴訟については、山形地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(管理)

- 第2条 利用者は、借受けた匿名データを提供者に返却するまで、善良な管理者の注意をもって 適正に管理するものとする。
- 2 前項の規定は匿名データを用いて生成した中間生成物についても同様とする。

(利用の制限)

- 第3条 利用者は、匿名データの利用に当たり、次の各項に掲げる制限を受けるものとする。
 - 一 匿名データは依頼書等に記載した範囲内での利用に限定し、依頼書等に記載のない第三者 への譲渡、貸与その他の方法により利用させないこと。
 - 二 匿名データを用いて、特定の個人や事業所等を識別するような研究を行わないこと。

(作業委託)

第4条 利用者は、匿名データを利用した研究分析を行うに当たって必要な作業を、依頼書等に 記載した受託業者等に行わせる場合には、当該受託業者等を充分監督し、作業終了後は速やか に匿名データ及び中間生成物を返納又は消去させなければならないものとする。

(依頼書等の変更)

- 第5条 利用者は、自己の都合により履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、提供者に申出を行い、承諾を得るものとする。
- 2 利用者は、依頼書等の記載内容に虚偽、不実があったことにより、提供者が理由を明示して 依頼書等の変更を請求したときは、これに従わなければならない。
- 3 前2項の場合において、既に納付された手数料は返還しない。

(欠陥及び障害等)

- 第6条 利用者は、匿名データ借受け後、直ちにその物理的障害の有無等について検査を行うものとし、検査の結果、読み取りエラー等の物理的障害を発見したときは、直ちに提供者に申出ることとする。
- 2 前項において、利用者はデータの受取後14日以内に、提供者に対してデータファイル等の 交換を要求できるものとする。その際、利用者は提供者に当該データを返却し、提供者が障害 の有無を確認した上で交換に応じるものとする。

(利用期間)

- 第7条 利用者は、匿名データを依頼書等に記載した期間内のみ利用できるものとする。
- 2 前項において、期限を越えて匿名データを利用する必要が生じた場合は、期限内に提供者に 延長の申出を行い提供者の承諾を得るものとする。
- 3 提供者は、利用者における利用期限が超過した場合(利用者があらかじめ延長の申出を行い、 承諾されなかった場合を含む)は、利用者に対し速やかに当該匿名データを返却するよう求め るものとする。

(監査)

- 第8条 利用者は、匿名データの利用状況について提供者が利用者に対して監査を行う場合、これを拒まないものとする。
- 2 前項の監査を行う場合、提供者は監査を行う旨を必要に応じて事前に利用者に通知するものとする。

(履行期限の延長)

- 第9条 提供者は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、利用者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。
- 2 利用者は、前項の申出があったときは、提供者と協議の上、履行期限の延長日数を定めるものとする。

(不可抗力等による紛失等)

第10条 利用者は、災害または事故により匿名データを紛失した場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに提供者へ報告するものとする。

- 2 前項において、再度提供を希望する場合は、提供者と協議の上、手続き等を行うものとする。
- 3 利用者は、前2項のほか、自らの不注意などにより匿名データを紛失したり、情報が漏洩していることが判明した場合、又はその恐れがあることが判明した場合は提供者に報告し、その指示に従うものとする。

(利用後の処理)

- 第 11 条 利用者は、匿名データの利用期間終了後、ハードディスク、紙媒体等の匿名データ又は 中間生成物を消去し、データ措置報告書を添えて、電子媒体を提供機関等へ返却する。また、 利用実績報告書により提供者へ利用実績を報告する
- 2 利用者は、利用期間終了前に提供者が依頼書等の不実、その他利用者の帰責事由を明示して 匿名データの返却を請求したときは、これに従わなければならない。
- 3 死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や教育の達成が 困難となった場合は、速やかに匿名データを返却すること。

(成果の公表)

- 第12条 利用者は、匿名データを利用した成果を、提供者が定める期間以内に公表しなければならない。
- 2 当該公表に際して、提供依頼申出者及び利用者は、匿名データを基に提供依頼申出者又は利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、提供者が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。
- 3 第1項において、期間内に公表できない場合は、提供者にその理由及びその時点における成果を報告し、提供者が必要と認めた場合、公表に係る期間を延長できるものとする。

(解除)

- 第13条 提供者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができるものとする。
 - 一 利用者に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正 されないとき
 - 二 重大な過失又は背信行為があったとき
 - 三 依頼書等の不実その他利用者の帰責により契約を解除することが適当と提供者が認めると き
- 2 前項の場合において、既に納付された手数料は返還しないものとする。

(法令及び規約に違反した場合の措置)

- 第14条 利用者が<u>法令</u>及び本規約に違反したと認められた場合、条例に定める罰則の他、提供者 は以下の措置を講ずるものとする。
 - 一 違反が認められた時点で利用者に対して匿名データの速やかな返却、中間生成物の消去を 行わせ、以後の利用を中止させること。
 - 二 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に準じ、別表に定める措置要件に該当する場合、

- 一定期間、委託による統計の作成等、匿名データの提供及び調査票情報の提供の申出を受付けないこと。
- 三 違反の情報を条例第2条第1項に規定する実施機関のほか、統計法に基づく統計調査を所管する全ての行政機関、届出独立行政法人等及び受託独立行政法人等で共有すること。
- 2 利用者が、他の行政機関、届出独立行政法人等又は受託独立行政法人等から法第33条に基づく調査票情報の提供、法第36条に基づく匿名データの提供又は法第34条に基づく委託による統計の作成等による統計成果物の提供を受けており、当該提供に関する法令、規約又は契約に違反したと認められ、法令に定める罰則の他、当該規約又は契約も定める措置が講じられた場合は、提供者は本提供についても前項第一号の措置を講ずるものとする。
- 3 利用者は前2項の措置が適用されることを承諾するものとする。

(免責)

- 第15条 利用者が匿名データの利用により受けた不利益もしくは損失について、提供者は利用者に対し責任を負わないものとする。ただし、提供者が本規約に違反した場合、当該匿名データに提供者の故意または重過失による瑕疵が認められた場合は、利用者は提供者に対し手数料の返還を求めることができるものとする。
- 2 利用者が匿名データを用いて作成した統計等に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、提供者は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 利用者と提供者は、本規約に定めのない事項及び本約款に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

別表

措置要件

- ①返却期限までに匿名データの返却等の措置を行わない場合
- ②匿名データを提供依頼申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した場合
- ③ 匿名データを紛失した場合
- ④ 匿名データの内容が漏洩した場合
- ⑤ 承諾された利用目的以外の利用を行った場合
- ⑥その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った場合

匿名データの利用に係る誓約書

年月日

提供機関の長 殿

提供依頼申出者 所属及び職名 氏名

《匿名データを用いて行う学術研究又は授業科目の名称》によって《統計調査名》の匿名データを使用するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

所	属	職	名	氏	名
					_

※上記の所属、職名及び氏名欄は利用者全員が記名すること。

記

- 1 別添の利用規約に同意すること。
- 2 提供された匿名データを提供依頼申出書に記載した目的以外に利用しないこと。また、利用 者に記載した者以外の第三者に提供しないこと。
- 3 提供された匿名データは、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- 4 不適切利用を行った場合、行政機関等が措置する提供禁止措置に合意すること。
- 5 利用期限終了後は、提供された匿名データを必ず返却すること。
- 6 提供を受けた匿名データにより作成した統計等は、公表すること。公表を行わなかったもの は中間成果物として消去し、利用は行わないこと。
- 7 研究成果の公表に際しては、統計法に基づいて関係の府省から匿名データの提供を受けた旨 を明記するとともに、匿名データを基に提供依頼申出者又は利用者が独自に作成・加工した統 計等についてはその旨を明記し、行政機関又は届出独立行政法人等が作成・公表している統計 等とは異なることを明らかにする。
- 8 提供された匿名データの利用により何らかの不利益を被ったとしても、提供者の責任は一切 問わないこと。
- 9 提供された匿名データについて、個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと。
- 10 その他匿名データの利用に際しては、提供者の指示に従うこと。

提供機関の長 殿

提供依頼申出者 所属及び職名 氏名 連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail

所属等変更届出書

年月日付匿名データの提供に係る申出書等につきましては、(申出者、利用者)の(所属、住所、連絡先、利用者の姓)に変更がありましたので、以下のとおり届出をいたします。

当初申出年月日 年 月 日 匿名データを用いて 行う学術研究又は授 業科目の名称 変更事項 <変更前>

<変更後>

変更理由

備考

- 1 本様式は、申出者の属性に係る軽微な変更があった場合に利用することとし、利用目的や利用者の範囲、利用場所、利用環境等、新たに審査を必要とする変更については、「申出書の記載事項変更申出書」により申出ること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

提供機関の長 殿

提供依頼申出者 所属及び職名

氏名

連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail

匿名データの利用期間延長依頼申出書

年 月 日付匿名データの提供に係る申出書のうち、利用期間について延長の依頼を以下のとおり申し出ます。

なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、 年 月 日付申出書の記載内容に従って履行いたします。

当初申出年月日	年	月	日				
匿名データを用いて行う学術研究又は授業科目の名称							
匿名データの使 用期間	<変更前> 自 至		月月	日日			
/口 <i>持</i>][申]	<延長後> 自 至	年年	月月	日日			
変更理由							

提供機関の長 殿

提供依頼申出者 所属及び職名

氏名

連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail

提供依頼申出書の記載事項変更依頼申出書

年 月 日付匿名データの提供に係る申出書については、記載事項の一部に変更がありましたので、以下のとおり申出ます。

なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、 年 月 日付申出書の記載内容に従って履行いたします。

当初申出年月日	年	月	日			
匿名データを用い て行う学術研究又 は授業科目の名称						
変更事項	<変更前>					
	<変更後>					
変更理由						

文書番号 年 月 日

所属及び職名 氏名 殿

提供機関の長

匿名データの提供依頼の申出内容の変更に対する承諾通知書

年 月 日付 匿名データの提供に係る の申出について承諾します。

´ 匿名データの利用期間延長依頼 提供依頼申出書の記載事項変更依頼 〉

記

- 1 提供を行う匿名データの名称、年次並びに件数
- 2 匿名データを用いて行う学術研究又は授業科目の名称
- 3 手数料の再納付について
 - □ 再納付の必要なし
 - □ 再納付が必要 → 再納付する手数料の額 (納付期限) 年 月 日

手数料の再納付が必要な場合、納付期限までに依頼書(指定された額の県証紙貼付したもの) と必要な書類の提出を期限までに行ってください。

上記期限までに依頼書の提出がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

文書番号 年 月 日

所属及び職名

氏名 殿

提供機関の長

匿名データの提供依頼の申出内容の変更に対する不承諾通知書

年 月 日付 匿名データの提供に係る { 匿名データの利用期間延長依頼 提供依頼申出書の記載事項変更依頼 }

の申出については、承諾しないこととしたので、その旨通知します。

理由

1

2

3

提供機関の長 殿

提供依頼申出者 所属及び職名

氏名

連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail

データ措置報告書

【匿名データ用いて行う学術研究又は授業科目の名称】のため、○年○月○日付け匿名データの提供に係る申出書の承諾により提供を受けた匿名データの使用が終了し、コンピュータ等に複写した匿名データ及び中間生成物等のデータをすべて消去したので申出ます。

年 月 日 提供機関の長 殿 所属及び職名 氏名 連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail 利用実績報告書 記 1. 提供を受けたものの名 称その他の提供を受けた ものを特定するもの (1) 学術研究又は授業科目の名称 2. 学術研究の成果又は教育 内容の概要 (2) 学術研究又は授業科目の実施期間 (3) 学術研究の成果又は授業科目の内容の概要 ※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付すること。 (4) 学術研究の成果又は教育内容の公表の取扱い 論文(名称: 報告書・書籍(名称: 学会・研究会等で発表(名称: 学会誌等に掲載(名称: その他 ※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載 すること。

備考

- 1 やむを得ない理由により研究等が中断した場合など「学術研究の成果又は授業科目の内容の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した研究等の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること